

滋 下 水 第 9 号
令和 5 年 (2023 年) 1 月 23 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針について（諮問）

琵琶湖流域下水道東北部処理区は平成 3 年度に供用開始し、その後も順次整備を進めてきました。東北部浄化センターの汚泥処理は、平成 20 年に焼却・溶融炉を整備して以降、脱水汚泥を焼却・溶融し、溶融スラグとして建設資材等に活用してきましたが、溶融炉については、温室効果ガスの排出量が大きく、溶融スラグの需要低迷もあり、令和元年度末に運転を停止し、焼却のみの処理に切り替え、焼却灰は産廃処分しています。

焼却炉については、供用から約 15 年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。

そのため、東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について、いかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年 12 月 28 日 滋賀県条例第 43 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

東北部浄化センターの汚泥処理について

■東北部浄化センターのこれまでの汚泥処理について

東北部浄化センターは平成3年4月に供用開始し、これまで31年が経過しています。東北部浄化センターでは、供用当初は脱水汚泥を産業廃棄物として外部搬出してきましたが、平成20年に焼却・溶融炉を整備しています。以降、脱水汚泥を焼却・溶融し、溶融スラグとして建設資材等に活用してきました。

しかし、溶融炉については、温室効果ガスの排出量が大きく、溶融スラグの需要低迷もあり、令和元年度末に運転を停止しています。その後は焼却のみの処理に切り替え、焼却灰は産廃処分しています。

焼却炉については約15年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。

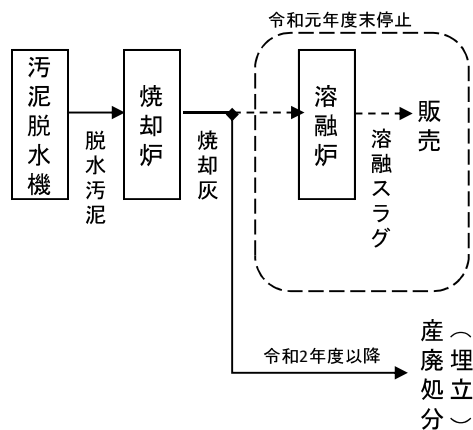


図 東北部浄化センターにおける現在の汚泥処理フロー

■審議のスケジュール

日程		審議会	審議内容（案）
令和4年度	1月	審議会（今回）	諮問
令和5年度	5～6月	資源・エネルギー・新技術 部会（1回目）	審議方針、汚泥処理の現状、 汚泥処理方式の比較検討
	10月	部会（2回目）	汚泥処理方式の比較検討（追加検 討）
	1月	部会（3回目）	中間報告まとめ（案）
	3月	審議会	中間報告
令和6年度	10月	部会（4回目）	基本設計に基づく汚泥処理基本方 針
	2月	部会（5回目）	答申（案）とりまとめ
	3月	審議会	答申（案）

項目	年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
下水道審議会		●	●	●							
（部会）			● ● ●	● ●							
方針検討		■									
基本設計				■							
入札手続						■					
詳細設計							■				
建設								■			

※審議状況により変更することがあります。